

「適正な取引実現に向けての会社方針」

当社は、仕入先の皆さまとコミュニケーション・連携を深めて、相互の持続的発展（共存共栄）を目指した適正な取引を推進します。

1. 基本的な考え方

当社は、建設工事における一次下請事業者様ならびに、各種業務を委託するすべての取引先様との間において、公正で透明性の高い取引関係の構築を重要な責務と考えています。取適法（中小受託取引適正化法）、建設業法をはじめとする関係法令および社会的要請を踏まえ、以下の方針のもと、適正な取引の実現に取り組んでまいります。

2. 適正な取引の実現に向けた取り組み

1) 公正かつ透明性の高い取引の実施

取引条件については、内容を十分に協議し、契約内容を明確にしたうえで契約を締結します。取引上の立場を不当に利用した一方的な条件設定や、取引先様に不利益を与える行為は行いません。

2) 法令遵守の徹底

取適法、建設業法をはじめとする関係法令およびガイドラインを遵守し、適正な契約締結、業務の実施および取引代金の支払いを徹底します。

3) 適正な価格および契約条件の設定

工事内容・業務内容、必要となる人件費・資材費、労務費の適正な上昇分、市場動向等を踏まえ、合理性のある適正な価格および契約条件の設定に努めます。価格の見直しやコスト低減の協議を行う場合においても、十分な説明と協議を前提とします。

4) 支払条件の適正化

取引代金については、契約で定めた支払期限を厳守し、遅延のない支払いを行います。また、支払方法についても関係法令に基づき、適切に対応します。

5) 優越的地位の濫用の防止

取引上の地位を不当に利用し、無償での作業要請、不合理な条件変更、過度な負担の押し付け等、いわゆる優越的地位の濫用に該当する行為は行いません。

6) 変更・追加工事等への誠実な対応

工事内容や業務内容に変更・追加が生じた場合には、速やかに協議を行い、条件を明確にするとともに、適切な契約変更および対価の支払いを行います。

3. 取引先様とのコミュニケーション・相談対応

当社は、取引先様との継続的なコミュニケーションを重視し、日頃から意見や要望を適切に伺うよう努めます。また、取引に関する相談や申出については真摯に受け止め、これを理由として取引条件の変更や取引停止等の不利益な取扱いは行いません。

4. 社内体制の整備および周知徹底

本方針を実効性のあるものとするため、役職員への周知・教育を行い、適正な取引に対する意識の向上とコンプライアンスの徹底を図ります。

5. 関係機関への対応および継続的な改善

当社は、適正な取引環境の確保に向け、関係機関による調査等に対しては誠実に協力し、必要に応じて取引実態の見直しおよび改善を行います。また、社会環境や法令の改正等を踏まえ、本方針については必要に応じて見直し、継続的な改善に努めてまいります。

2026年4月1日

アイコーサービス株式会社 代表取締役社長 金本 斉晃